

令和6年度沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日までとする。

3 調査の目的

沖縄県では、令和2年度から沖縄鉄軌道に係るシンポジウムや学生向けイベントの開催等により、鉄軌道導入に向けた機運醸成に取り組んでいる。

本調査では、機運醸成に係る取組の一環として、鉄軌道導入に係る効果を定量的に把握し本県における鉄軌道導入効果を広く県民へ周知することを目的に、鉄軌道導入における経済波及効果分析を行う。

4 業務内容

(1) 実施計画の作成及び実施準備（契約締結後概ね1か月後を期限）

本業務に必要な計画（調査方法、スケジュール）の策定を行うとともに、本業務の実施に必要な資料となる経済波及効果に関する基礎情報等（他都道府県の鉄道整備を参考とした沿線開発効果等）の収集を行い整理し、電子データ（CD-R）にて報告すること。

① 実施計画書の作成（調査方法、スケジュール）

② 経済波及効果に関する基礎情報等の収集

・他都道府県を参考とした沿線開発効果（駅勢圏、需要の考え方 等）

・【提案】本業務に必要な収集すべき項目を2項目以上提案すること

(2) 鉄軌道導入による経済波及効果等調査

鉄軌道の県推奨ルート（※）上の市町村において想定される交通結節点を仮定駅として、沖縄鉄軌道導入（建設・開業後）による経済波及効果を試算する。

なお、仮定駅の設定（20か所程度）にあたっては、契約締結後に既往調査（令和4年度沖縄鉄軌道導入に伴う交通ネットワーク等のあり方検討業務（R4-1）報告書）※を基に、別途調査「フィーダー交通可能性調査」と連携し、受託者と県で調整して設定する。（※参考資料）

（※）推奨ルート：那覇市（那覇空港含む）、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市

【留意点】

① 経済波及効果分析にあたり、以下の項目は必須とする。

ア 鉄軌道整備（建設）により想定される経済波及効果

イ 鉄軌道運営により想定される経済波及効果

ウ 鉄軌道沿線開発により想定される経済波及効果

エ 沖縄県の主要産業である観光産業への経済波及効果

オ （1）で提案した項目により想定される経済波及効果

② 経済波及効果が分析できるよう 50 部門（鉄道車両修理、土木建築、鉄道輸送、宿泊業 等）部門表を作成すること。

③ とりまとめた経済波及効果分析結果をもとに、概要版【県民及び経済団体等向けの対外的に経済波及効果結果を説明するための資料（パワーポイント 6 枚程度：表紙を除く）】を作成すること。

(3) 報告書作成等

報告書のとりまとめにあたっては、図表やイメージ図等も用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

5 本業務に係る提供資料（業務契約締結後）

【過年度検討業務】

- ・ 令和 4 年度 沖縄鉄軌道導入に伴う交通ネットワーク等のあり方検討業務 (R4-1) 報告書

6 進捗確認

① 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後に速やかに氏名及び役職等を報告すること。

② 本業務を円滑に遂行するため、月 1 回程度は打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）。

打ち合わせの内容は認識共有のためメモを作成し、県の確認を得ること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A 4 縦カラー版 40 ページ程度） : 2 部
- ・ 概要版（A 4 横カラー版 6 ページ程度） : 2 部
- ・ 成果品に係る電子データ（CD-R） : 1 部

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の応札者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 特記事項

- ・本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。